

指 定 更 新 時 確 認 書

氏名又は名称

印

郵便番号、住所

代表者氏名

電話番号

1 業務内容

○休業日、営業時間	(公表： 可 ・ 不可)
休業日： 土曜 日曜 祝日 その他 ()	
営業時間： 時 ～ 時	
○対応内容	(公表： 可 ・ 不可)
対応内容： 給水装置工事 漏水修繕等 その他 ()	
○対応工事種別	(公表： 可 ・ 不可)
配水管からの分岐 ～ 水道メーター (新設 ・ 改造)	
水道メーター ～ 宅内給水配管 (新設 ・ 改造)	
○漏水修繕対応の可否	(公表： 可 ・ 不可)
屋内給水装置の修繕 宅地内埋設部給水装置の修繕 その他 ()	
修繕対応時間： 時 ～ 時	
○緊急連絡先	(公表： 可 ・ 不可)

- ・公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ・業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者に届け出るようお願いします。

2 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の公表可否	可 ・ 不可	

- ・ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・ 自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・ 受講者名は、公表の対象ではありません。
- ・ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

3 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業が行うことができる技術を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技術を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の 氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の 取付・穿孔、給水管 の接合、いずれの経 験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×記入)		工事 年度
			保有している資格等	
上記内容の公表可否		可 ・ 不可		

※保有資格等の例

- ①水道事業者等によって行われた試験等による資格(配管工、配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
 - ②職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
 - ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の過程修了者
 - ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)
- ・資格等を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。
 - ・「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。
 - ・技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。
 - ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

記入例

指定更新時確認書

氏名又は名称

株式会社 舞丘工業

印

郵便番号、住所

〒000-0000

真岡市荒町 1111

代表者氏名

代表取締役 舞丘 大吉

電話番号

12-5678

1 業務内容

○休業日、営業時間	(公表: ☒ 可 ・ 不可)
休業日 : 土曜 ☒ 日曜 ☒ 祝日 ☒ その他 (年末年始)	
営業時間 : 9 時 ~ 17 時	
○対応内容	(公表: ☒ 可 ・ 不可)
対応内容: ☒ 給水装置工事 ☒ 漏水修繕等 その他 ()	
○対応工事種別	(公表: ☒ 可 ・ 不可)
配水管からの分岐 ~ 水道メーター (新設 ・ 改造)	
水道メーター ~ 宅内給水配管 (☒ 新設 ・ ☒ 改造)	
○漏水修繕対応の可否	(公表: 可 ・ ☒ 不可)
☒ 屋内給水装置の修繕 ☒ 宅地内埋設部給水装置の修繕 その他 ()	
修繕対応時間 : 9 時 ~ 16 時	
○緊急連絡先	(公表: 可 ・ ☒ 不可)
000-0000-0000(舞丘 大吉)	

・公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

・業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者へ届け出るようお願いします。

記入例

2 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
舞丘 大吉	給水工事振興財団 eラーニング	平成 29 年〇月〇日
舞丘 中吉	自社内研修 〇〇に関する業務研修	平成 30 年〇月〇日
上記内容の公表可否	可 ・ 不可	

- ・ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・ 自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・ 受講者名は、公表の対象ではありません。
- ・ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

記入例

3 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業が行うことができる技術を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技術を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☒ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の 氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の 取付・穿孔、給水管 の接合、いずれの経 験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×記入)		工事 年度
			保有している資格等	
舞丘 中吉	○	○	配管技能者講習会修了者	H31
上記内容の公表可否		可 ・ 不可		

※保有資格等の例

- ①水道事業者等によって行われた試験等による資格（配管工、配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
 - ②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
 - ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の過程修了者
 - ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
（配管技能者講習会修了者、配管技能検定合格者、配管技能者認定）
- ・資格等を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。
 - ・「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。
 - ・技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。
 - ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。